

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（素案）について

1 条例制定の背景

一宮市内では、都市化の進展により、貴重な緑が減少しつつあります。そこで、市・市民・事業者が協力し合い、緑地の保全と緑化の推進を図るため、令和5年4月の施行を目指し、一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例を制定しようとするものです。

2 条例の趣旨及び目的

緑豊かな都市環境の形成を図ることにより、市民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とし、緑地の保全や緑化の推進について必要な事項を定めるものです。

3 条例の概要

(1) 条例の構成

第1章 総則
➤ 目的、定義、基本方針
➤ 市の責務、市民の責務、事業者の責務
第2章 緑の保全
➤ 保全すべき緑地の指定、保全緑地の指定の解除又は変更、保全緑地の所有者等の責務、保全緑地における行為の届出、保全緑地に関する支援
➤ 保存すべき樹木の指定、保存樹木の指定の解除、保存樹木の所有者等の責務、保存樹木における行為の届出、保存樹木に関する支援
➤ 市民緑地
第3章 緑の創出
➤ 公共施設の緑化、民間施設の緑化
➤ 建築行為に係る緑化義務等
➤ 緑化の計画、完了の届出、完了の検査
➤ 優良緑化建築物等の認定
➤ 指導、勧告、公表
第4章 緑の普及
➤ 市民等との協働
➤ 育成
➤ 助成等
第5章 雑則
➤ 委任

(2) 主な基準等

■保全緑地

○指定基準：次のいずれかに該当し、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める区域

- ① 風致及び景観に優れている区域
- ② 貴重な文化的遺産又は社寺その他郷土の伝統的な資産と一体となって良好な自然環境を有している区域
- ③ 生物多様性の確保に必要な生物の生息及び生育地として保全する必要がある区域

○指定期間：10年（更新可）〔規則に規定〕

■保存樹木

○指定基準：良好な自然環境を保全するために必要なもの〔規則に規定〕

次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれている樹木

- ① 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であるもの
- ② 高さが15メートル以上であるもの
- ③ 株立ちした樹木で、高さ3.0メートル以上であるもの
- ④ はん登性樹木で、枝葉の面積が、30平方メートル以上であるもの
- ⑤ 歴史的由緒又は希少価値のある樹木で、市長が認めるもの

○指定期間：10年（更新可）〔規則に規定〕

■市民緑地認定制度（都市緑地法における制度の拡充）

○設置管理期間：10年以上〔規則に規定〕

○みどり法人以外が設置管理する場合も助成又は固定資産税及び都市計画税を減額（減額における建築物の用途制限は無（商業施設等も可））〔規則に規定〕

■緑化義務等

○建築基準法第6条第1項の確認又は同法第18条第2項の通知を要する建築物について、建築行為を行おうとする者は、当該建築物及びその敷地について、規則で定める基準により、緑化を義務

【適用除外】

- ① 建築物の修繕、模様替え、用途変更又は増築
- ② 仮設建築物の建築
- ③ 自己の居住の用に供する専用住宅の建築
- ④ 3千平方メートル未満の敷地における建築
（市街化調整区域において倉庫を建築する場合を除く）
- ⑤ 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地における建築

○緑化率〔規則で規定〕

用途	建築敷地面積 (ha)	緑化率 (%)	
		市街化区域	市街化調整区域
住宅地	0.3 未満	3	3
	0.3 以上 1 未満	5	5
	1 以上	5	5
事業所用地 営業所用地	0.3 未満	3	3
	0.3 以上 1 未満	5	5
	1 以上	5	10
倉庫用地	0.3 未満	3	3
	0.3 以上 1 未満	5	10
	1 以上	5	15
工場用地	0.3 未満	3	3
	0.3 以上 1 未満	10	10
	1 以上	20	25

※0.3ha 未満は努力義務（市街化調整区域の倉庫用地は義務）

○緑化の基準〔規則で規定〕

緑化は、樹木による植栽とし、緑化面積 10 m²あたりに次のいずれかに該当するものを地上部でバランスよく配植

- ① 高木 2 本以上
- ② 低木 6 本以上
- ③ 高木 1 本かつ低木 3 本以上

※在来種など地域の特性・風土に適合した樹種を選定するよう努める

【特例】

下記に規定にされている緑化率を超える分については、緑化と同視できる芸術による面積 (1/10 以内)、屋上・壁面緑化等[※]による面積を緑化面積に算入可

- ① 県「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく要領
- ② 都市計画法施行令第 25 条
- ③ 一宮市開発審査会基準第 7 号の運用基準
- ④ 一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の運用基準

※ 花壇、生物多様性に寄与するビオトープなどでの緑化（芝生は不可）